

新型コロナウイルス感染症で影響を
受ける宿毛市内の事業者様へ

2020.3.17
宿毛商工会議所
<http://www.sukumocci.or.jp/>

経営相談窓口の開設

どんな内容の相談ができるの？

例えば以下の様なご相談をいただいております。

①利用客数が減少している。宿泊に関しては微減だが、飲食に関しては大幅に減少となっている。新年会などの開催が前年に比べて減っている。

→資金繰りに関し、県信用保証協会の保証制度や日本政策金融公庫の貸付制度等をご案内。

②時期的な影響も踏まえ、歓送迎会等のキャンセルが相次いでいる。資金繰りの不安が残る

→資金繰り対応のご案内。従業員給与関連では、雇用調整助成金の特例をご案内。

上記はあくまで一例です。まずは、一度、経営相談窓口までご連絡下さい。

【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口
※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



出典：経済産業省資料一部抜粋

宿毛商工会議所経営相談窓口到现在多く寄せられている経営改善内容

①資金繰り支援

②経営環境の整備

③設備投資・販路開拓支援

①資金繰り支援(信用保証)

信用保証

SN保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

NEW 危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。

※保証対象業種に限る。

一般保証枠 (2.8億円)



SN保証枠 (2.8億円)



危機関連保証枠 (2.8億円)

4号：100%保証 (全都道府県)

5号：80%保証 (指定業種)

別枠 (2.8億円) は共有

危機関連保証：100%保証 (全国・全業種)

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

NEW

と記載のあるものは、2020年3月10日公表の緊急対応策第2弾で追加された事業です。

出典：経済産業省資料一部抜粋

①資金繰り支援(融資)

| 実質無利子融資 | 金利▲0.9引下げ | 金利引下げなし |
|---|--|-----------------------------|
| NEW 特別貸付 金利当初3年▲0.9%引下げ | (再) 特別貸付 金利当初3年▲0.9%引下げ | SN貸付 基準金利 |
| 【対象要件】 売上高▲5%以上減少 ※個人事業主(フリーランスを含み、小規模に限る)については、柔軟に対応 | 【対象要件】 売上高▲5%以上減少 ※個人事業主(フリーランスを含み、小規模に限る)については、柔軟に対応 | 【対象要件】 売上高等の要件はなし |
| + | | |
| NEW 特別利子補給制度 特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給 | | |
| 【対象要件】 個人事業主(小規模)：要件なし 小規模(法人)：売上高▲15%減 中小企業：売上高▲20%減 | | |

NEW と記載のあるものは、2020年3月10日公表の緊急対応策第2弾で追加された事業です。

出典：経済産業省資料一部抜粋

②経営環境の整備（雇用調整助成金の特例措置）

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

助成内容

【助成率】大企業1/2、中小企業2/3

【支給限度日数】1年間で100日（3年間で150日）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置①

※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用します。


【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。

【特例措置の内容】

- ①休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。
- ②生産指標（売上高等10%減）の確認対象期間を3か月から1か月に短縮。
- ③雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。
- ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。

詳細は、 **厚生労働省 雇用調整助成金** で検索

【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局
※経済産業省HP特設ページ内の「雇用調整助成金に関する主なお問い合わせ先一覧」または右のQRコードよりご確認いただけます。



出典：経済産業省資料一部抜粋

②経営環境の整備(テレワークに関する情報提供)

感染拡大防止にあたっては、テレワークも有効な手段です。
テレワーク導入企業の事例や相談窓口をご紹介します。

1. テレワーク導入事例の紹介

テレワーク先進企業では以下の取組が実施されています。

○業務内容を整理した結果、技術部門の社員や勤務社労士であればパソコンでの業務が多く、成果が見える業務のため、テレワークが可能であると判断。合わせてテレビ会議の仕組みを導入。(製造業)

○持ち帰り専用のノートPCから社内ネットワークへのアクセスできる仕組みを整備。またコミュニケーションツールを活用し、ウェブ会議やチャットなどでオフィスとコミュニケーションを図れるようにした。(サービス業)

これ以外にも以下のサイトにて優れた事例を紹介しております。
テレワーク関連情報もまとめて掲載されておりますので、ご確認ください。

①テレワーク情報サイト(総務省)

🔍 テレワーク情報サイト で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



②テレワーク総合ポータルサイト(厚生労働省)

🔍 テレワーク総合ポータルサイト で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



2. テレワーク相談センター(厚生労働省)

テレワークに関する様々な相談に無償で対応しています。

平日9時～17時(土日祝日除く)

電話: 0120-91-6479

メール: sodan@japan-telework.or.jp

出典: 経済産業省資料一部抜粋

③設備投資・販路開拓支援(持続化補助)

基本情報

対象 : 小規模事業者 等

補助額 : ~50万円

補助率 : 2/3

想定される活用例

- ・小売店が、インバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべく、インターネット販売を強化する等、ビジネスモデル転換を図る
- ・旅館が、自動受付機を導入し、省人化する

※加点には、感染症の影響によって売上減少等を証明するための書類の提出が必要

今後のスケジュール

公募開始 : 令和2年3月10日 (火) 18時~

電子申請 : 準備中

応募締切 : 令和2年3月31日 (火) 当日消印有効 (1次締切)

※ 1次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年6月 (2次)、10月 (3次)、2月 (4次) に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。(予定は変更する場合がございます。)

持続化補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【小規模事業者持続化補助についてのお問合せ先】

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

日本商工会議所 <https://r1.jizokukahojokin.info/>

※なお、お問合せは 3月13日 (金) 10:00~より受付を開始します。

問合せ先決定後、速やかに下記サイトでご案内させていただきます。

中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト (再掲)

<https://seisansei.smri.go.jp> または右のQRコード



出典: 経済産業省資料一部抜粋

日頃から、当会議所の事業運営にご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、コロナウイルス感染につきましては、3月3日現在、高知県内で3人目の感染者の発生や愛南町での発生が報告されるなど感染の拡大が懸念されております。このような中、3月2日付けで別添のとおり高知県商工労働部長から依頼がありました。依頼内容は、高知県では、2月13日に「高知県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、専用相談窓口の設置をはじめ、県民生活や県経済への影響を最小限にするため取り組んでいることや感染機会を減らすための対応についてとなっております。

新型コロナウイルスに関する経営相談窓口：0880－63－3123
宿毛商工会議所